

令和3年神奈川県議会第2回定例会 防災警察常任委員会

令和3年7月9日

佐々木(正)委員

感染症対策、そして防災減災対策に、心より感謝と敬意を申し上げます。

今回まん延防止等重点措置が令和3年7月12日から延長になるわけですが、国の対処方針の中身が変わって、知事の権限で様々な条件をつけて酒類の提供が可能となります。マスク飲食実施店を条件に酒類の提供を可能にしたという神奈川県の理由は、要するに感染症対策を基本的にしっかりと行っていくことを前提として、そこをまず揺るがないこととしていくわけであって、お金の支給を条件にしたというよりは、感染防止対策をしっかりと行ってください、また行おうとしている意識の高い、そしていつ認証のために来ていただいてもしっかりと行っていますという心意気のあるところについては酒類の提供を可能としたという印象があります。まず理由についてお伺いします。

危機管理防災課長

委員御指摘のとおりで、酒類の提供は原則停止ですが、マスク飲食実施店は、基本4項目にプラスして、重い条件をクリアしなければいけませんので、かなり感染防止対策としてハードルの高いものと思います。そういうところのみ酒類提供を認めることによって感染防止対策が進む面もあるかと思います。

佐々木(正)委員

そのとおりですが、しかし、先ほど3,700件近く申請があつて、1,000件弱、九百幾つの認証だということでした。申請が殺到するだろうと、先ほど局長が答弁していました。今まで感染防止対策をしていて、自分の店は感染者が出でていない、感染させてない、マスク飲食実施店の認証を取っていないくとも、一生懸命感染防止対策を行っている店もあります。認めざるを得ないです。認証を取っていないところの感染症対策を否定はできないです。それも一生懸命行っているところもあります。認証を取らなければいけないという義務はないわけで、認証をしなくとも、感染症対策を、お客様のためにも自分たちが感染しないためにも一生懸命行っていると自負している店だって絶対たくさんありますよ。そういうところに認証制度というものを課すわけだから、県にもそれなりに覚悟がなければならないと私は思うのです。今、その上で感染症対策を行っている店舗がほとんどですよね。その中で、自分のお客様がうつついいいなんて思っている店舗はないわけで、自分たちもうつりたくないと思っているわけですから、そういう面では今までマスク飲食実施店の認証を取ったところでも感染症を出すところもあるかもしれない。取ってないところでも感染症を出さないで行ってきてもらうという前提は、県としても認識していないわけではないと思います。その上で今回の協力金について、まず休業しているところは対象でしたか。

危機管理防災課長

協力金については、休業店舗についても対象になります。

佐々木(正)委員

休業している店舗はマスク飲食実施店として登録しなければいけないです

か。

くらし安全防災局企画調整担当課長

今回の措置については、酒類を提供しない飲食店についてはマスク飲食実施店の認証の必要はありません。よって、休業する店舗というのは酒類を提供しない店舗とみなしまして、それは要件にならないということです。

佐々木(正)委員

それから、やる気があるという意識は、マスク飲食実施店ではなくても別にいいわけです。最初に確認したのは、感染症対策をしっかりと行っているところが大事であって、マスク飲食のための認証制度ではないわけですから、そこをしっかりと私たちは考えていかなければいけない。

その上で、令和3年7月9日付ですから、多分今日ホームページにアップしているのではないかと思うのですが、マスク飲食実施店の認証制度の御案内、令和3年7月12日以降のまん延防止等重点措置についてということで、4市の重点措置区域についても記載がありますし、マスク飲食実施店の認証を得ている店舗では7月12日以降酒類の提供が可能ですが、と既に書いてあります。それから、協力金についても、補正予算の措置が成立した場合に限ると書いてあるから、それはフライングではないと思います。しかし、今までマスク飲食実施店の登録をしてないところは、12日から始まるのに、12日から酒類を提供したい場合、今日とあしたとあさってしかないので。今日初めて見て、あした、あさってで、12日から酒類の提供をするには手挙げして申請しなければならない。マスク飲食実施店の認証は取っていないが、うちは一生懸命感染症防止対策を行ってきました、でも12日から提供するには、11日までに申請しなければならない。今日見て、あした、あさってで、すぐにできないところもあるのではないかと思います。そのために31日まで延ばしたと言っても、申請した翌日からしか酒類提供はできないということですから、7月12日以降に申請した、いつになるか分かりませんが、12日からは申請して翌日からしかできないということになるわけです。12日から行うためにはあまりにも周知期間が短いのではないか。

というのは、今まで感染症対策は一生懸命行っていたながらも、酒類の提供緩和によってお客様が戻ってきたという店舗も多いわけです。酒類の提供停止がされたことによって全くお客様は来なくなってしまったという店舗もいっぱいありました。聞いてまいりました。そういう意味では、感染症対策はきちんと行っていても、19時までの酒類提供、20時までの酒類提供など、エリア内だとエリア外だとでも一生懸命行っているところもあるわけです。そこに急に、ファクスも入っていたからまだよかったです、ファクス、郵送、そして電子申請、最大の受皿として県は頑張ってファクスを入れたということは非常に評価するところでありますが、この3日間でそれが全部周知できるとは私は思えないです、酒類がなしになった瞬間にお客がぱたっと来なくなってしまったという店がいっぱいあるのです。感染症対策をしっかりと行っていても、そういうことを考えなければいけないので、私は31日まで延ばしたことはよいことですが、申請した次の日からというやり方は非常につらいです。だから私は31日までに申請したら、前倒しで12日から認めるとしたほうがいいのでは

ないかと思うのです。8月1日以降にマスク飲食実施店に認証されても駄目なのか分からぬですが、時間がかかりますと書いてあります。それは8月1日以降にしっかりとマスク飲食を行いますというところも認めていくのでしょうかね。感染症が続いているうちはずっとマスク飲食実施店認証制度を行うのでしょうかね。

そういう意味で、3日間の周知期間で、12日から申請が間に合わなかつたらできないというのは、あまりにも周知の期間が短すぎて感染症対策を一生懸命行っている事業者にとって本当に不利益になるのではないか。マスク飲食実施店の認証が全てではないでしょう。認証を取れていなくても、感染症対策を一生懸命行っているところはあるわけですよ。これから慌てて何万件という申請がもしかしたらくるかもしれない。ウェブ登録がサーバーダウンしてできない、ファクスが入らないなどということだって考えられるわけですから。そういうような緊急事態になったときの対応はどう考えていますか、お伺いします。

防災部長

マスク飲食実施店認証後は、先ほど答弁しましたように政策局のほうで対応ということで、私どものほうで明確にお答えすることはできません。今回こういう措置をとることになったことが、まず国のほうの実施方針の中で、これまで酒類提供が19時まで、あるいは20時など、例外的に知事が場合によっては厳しくできるということでしたが、今回は逆に、原則停止というところが示されました。委員のおっしゃるとおり、感染症対策をしっかりととっている店舗はいっぱいあろうと思います。前から知事も感染症対策にしっかりと取り組んでいる意識の高いところについては何とかインセンティブできないかと知事会等を通して要望もしているところです。そういうところで、今回は原則停止という中で、知事は例外的に酒類の提供停止について緩和できるということになった中で、マスク飲食実施店の認証に当初から取り組んできた仕組みの中で対応していくということになりました。ただ、委員がおっしゃるとおり周知期間は短い部分がありますが、そういう中で、できる限り受け付けられるような手段を講じたと承知をしています。

佐々木(正)委員

今申し上げたのは、マスク飲食実施店認証制度の中身を聞いているのではありません。所管ではないから、詳しいことは聞けないが、くらし安全防災局というのは対策本部の一員でしょう。また主宰者でしょう。だから聞いているわけです。3日間の中で、例えば何万件と申請がくるかもしれないし、そういう様々な不具合が起こってしまう可能性だってあります。殺到するという予測はさつきの答弁で局長も言っていましたが、3日間中で、もしそういう不具合があれば、対応しないと、何かそごがあったときに不満が爆発してしまうこともあります。あまりにも7月12日から始めるということに対しての周知が3日間だと難しいのではないか。それを緩和するには、31日までに延ばした申請期間を、11日で切らないで、31日までに申請したら、12日から酒類の提供を許可するとするのが本当は一番県民にとって、事業者にとっても大事なことなのではないかと思うわけです。議論はしてよいはずなので、それはどう思いましたか。

くらし安全防災局長

これは事業者サイドに立つか、感染症対策サイドに立つかによって目線が変わってくると思います。事業者目線で立った場合、令和3年6月21日以降酒が一部緩和をされ、お客様が戻ってきたということに関して、また酒の提供停止、今日の新聞紙上にも大きく躍っていますので、事業者の皆さんは7月12日から酒の提供停止ということは一定程度承知しているとは思います。国も原則酒を提供停止します、感染症防止対策の観点から原則停止です、ただし、知事の判断で一部緩和します。感染症対策からすれば、12日から全てのお店で酒を提供停止というのが国の基本の考え方です。ただし、我々は事業者からこの2週間酒を緩和できてよかったですという声を聞いているので、何とかインセンティブをつけられないか、インセンティブをつけるとしたら、本県が独自に対応しているマスク飲食実施店として認証されたところにインセンティブとして酒を出すということを知事の判断で認めようということです。事業者サイドからの目線でいきますと、引き続き、例えば7月末までに認証すれば遡ってということですが、これも邪推すれば、7月末までずっと営業して、最後に申請だけして、認証してもらおうというような、いろいろとそういったことも考えられます。

それから、委員がおっしゃったサーバーのパンクについて、私どもも事前の議論の中で想定をしています。埼玉県は、感染防止基本4項目を行っているところについて認証をし、そこは解除するとしています。本県よりも若干緩い基準といいますか、くらし安全防災局が行っているような見回りでオーケーを出したところは認めるというイメージかと思います。そうしましたら、やはり認証の手がうんと挙がってサーバーがパンクし、電話回線もパンクした、そういう事実は承知しています。事前の議論の中でもそういったことが埼玉県で起こっているので、本県も殺到するから、その辺りはシステム部分をしっかりと対応しないといけないということで、政策局のほうでもファクス、あるいは電話、あるいは電話で聞き取って代行での申請受付、そういったことにも注力しているところです。

委員がおっしゃるとおり、これはなかなか難しい問題で、事業者目線に立てば、なるべく事業者にとって感染防止対策の基本のことを行っていれば酒の提供停止を緩和という論拠もありましょうし、いやいや、感染対策を強化するという点では現に感染防止対策を行っている店もクラスターが出ています。本県でも公表されていませんが、飲食店でのクラスターが発生しています。そういったこと、さらには酒を一部緩和して、2週間たって感染者数が急増してきている、酒を緩和したことによって人出も増加しているということですので、専門家から言わせるとやはり酒を解禁したことが、この2週間後の感染状況の悪化に遠からず原因の一部はあるのではないかという見方もしているところがあります。原因は分かりませんが、そういったことから国は対処方針で酒の提供停止ということを打ち出したということで、本県は事業者の立場を図りつつも、感染防止対策をしっかりとしていく、そのときに基本4項目だけではなくて、一番飛沫が飛びやすい食事以外の会話の場面でのマスク着用ということを打ち出しています。少し答弁としてまとまらないかと存じますが、より感染防止

を強化する、そこにインセンティブを与えることで制度設計をしたというところを御理解いただきたいと存じます。

佐々木(正)委員

理解していないわけではないのです。感染症対策なのか、経済対策か、2つにはっきり分かれているわけではないのですよ。結局、申請自体がうまくいっていないのではないですか。マスク飲食実施店認証制度というのは、感染症対策をしっかりと行うと手を挙げた人、しかもこれはしっかりと認証したところではなく、今回は申請ベースですよね。申請ベースで、令和3年7月11日までに申請が何万件きたって、申請した店全部が酒を提供してよいわけです。言っていることが私は少しく分からぬのですが、申請ベースだと、さっき締切日の31日に申請してお金を遡ってもらってしまおうという話が局長からありました。31日までに申請する、あるいは11日までに何万件というファクス、電子申請、電話がきたとする。それはいつになつたら数万件、数千件というのを認証できるのですか。申請ベースだから私は言っているのですよ。認証が取れていいならよいですが、申請して認証されるかどうか分からぬではないですか。だから私は事業者の目線で言っているわけであって、申請ベースだから言っているのですよ。これが認証を取っているのなら別の話ですよ。それだったら、最後の31日に申請して、遡って、ごまかして、最後に協力金をもらてしまおうというのは申請ベースだってあり得ることですね。そこがあるからこそ、認証を取れていなくても、感染症対策をしっかりと行っている店もあると私は言っているわけです。今までずっとそれで行ってきて、感染症の患者は出でていないうこともあるわけです。そういうことを前提に話をしているわけですから、私は、局長の答弁は何か少し不十分な感じがします。そういうことも含めて、検討する余地はないのかもしれません、私の意見としてはそういう要望をおきます。感染症対策と経済対策をはっきり分けて2つのどっちかということではなくて、セットで考えていかなければいけないと最初から思つてゐるはずなので、最後にもう1回だけ、局長、答弁してください。

くらし安全防災局長

委員の御指摘、まさにそのとおりの側面もあります。

今回、経過期間的な要素を設けることについては府内でも議論がありました。先ほど答弁したとおり、マスク飲食実施店、3,917件の申請があり、956件が認証されています。956件だけでいくべきだという議論もありました。それぞれすぱっと言い切れるわけですが、もともとマスク飲食実施店に対して酒類の提供を緩和する要件としますということはどこにも言つてないわけです。いずれ何らかのインセンティブを考える。それはさすがに後出しであろう。であれば、これからだったら申請したらよかつたということが必ずあるに違ひない。ましてや委員がおっしゃるように日頃感染対策をしっかりと行つてゐるところは自信を持ってお客様にマスクをしてくださいと、さらに感染強化を求める、それも十分あり得るだろうということで一定の受付期間、要は申請期間を設けるという中で、事業者になるべく救いの手といいましょうか、それで令和3年7月末までかなり引っ張った形になりました。

これに関しては、申請がこれからどう出していくか、12日までの間にサーバー

がパンクするくらい申請が殺到して県当局が混乱してしまうのか、あるいは7月31日までだから、もう少しゆっくり来週にかけて、翌日からですが、来週からという事業者もあるかもしれない。これはよく分かりませんが、いずれにしても混乱するという事態、集中するという事態を想定して政策局のほうも対応をしています。我々も審査が一刻も早くできるよう、先ほどの議論にありましたが、変更契約を結んで増強するということも考えています。様々な困難な場面があると思いますが、可能な限り対応していきたいと思います。

佐々木(正)委員

最後に要望します。最初から申し上げておりますとおりに、マスク飲食実施店認証制度を申請、手挙げしてなくとも一生懸命感染症対策を行いながら営業活動をしているところがあるということは認識をしていただければと思います。